

令和4年

# 議会運営委員会記録

令和4年8月4日

和光市議会

## 議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和4年8月4日（木曜日）  
午後 1時15分 開会 午後 2時47分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委 員 長	待 鳥 美 光 議員	副 委 員 長	富 澤 啓 二 議員
委 員	鳥 飼 雅 司 議員	委 員	内 山 恵 子 議員
委 員	金 井 伸 夫 議員	議 長	齊 藤 克 己 議員
副 議 長	安 保 友 博 議員	委 員 外 議 員	小 嶋 智 子 議員
委 員 外 議 員	松 永 靖 恵 議員	委 員 外 議 員	萩 原 圭 一 議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	松 戸 克 彦	議 事 課 長	遠 藤 秀 和
議事課長補佐	中 村 智 子	主 任	小 林 巖

◇本日の会議に付した案件

特定事件 8 議長の諮問に関することについて  
議会改革について

午後 1時15分 開会

○待鳥美光委員長 それでは、ただいまから議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、オブザーバーとして副議長と3名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

また、委員会進行の中で委員外議員からの意見聴取、発言の申出の許可は委員長に一任願います。

本日の案件は、特定事件8、議長の諮問に関することについてとして、議会改革についてです。

本日の議題は、項目5、条例等の改正として、10、反問権の付与についてと項目6、研修等の充実として、14、新たな評価手法の導入・議会の見える化について、項目7、議員報酬の見直しについてとして、13、議員報酬の見直しについてです。

また、本日、資料として和光市議会基本条例の写しを配付しております。

初めに、前回7月14日に協議持ち越しとなっています項目6、14、新たな評価手法の導入・議会の見える化についてです。

提案会派の公明党、富澤委員から趣旨の説明をお願いいたします。

○富澤啓二委員 地方議会評価モデル、議会プロフィールの導入も含めますけれども、これは先進事例として、早稲田大学のマニフェスト、北川先生並びに日本生産性本部が4年間かけて議会の自律にはどうすればいいかということをつくったモデルでございます。行政も議会も住民福祉の向上という観点から議会を見える化し、評価する手法が大事だろうということで、住民福祉の向上を評価する方法ということで、5つの視点と40の確認項目がございます。これをやると、どういう効果があるかというのが大事だと思いますが、基本的に住民福祉の向上という使命で我々議会は動いていますが、現在の議会の状態や進むべき方向性を把握できるだけでなく、現在の議会の強みや弱み、成果や課題を具体化できると、その結果を使って、議員、議会、事務局職員の共通認識の形成や活動の振り返り、申し送り等に活用できるという狙いがあります。

ただし、これはまだ手つかずですので、例えば会津若松市などの先進市の視察や、研修課題ということでレクチャーを受けるとか、まず第一歩がそこに入るのではないかなと思います。

行政もPDCAサイクルで回しておりますが、議会も将来的にはPDCA、それに討議と議決を入れたPDDCA、これは大正大学、江藤俊昭先生が提唱している言葉ですけれども、これで回していくのはこれからの地方自治の新デザインだろうということで、私のほうで提案いたしました。今後、先ほど申し上げましたとおり、先進市、会津若松市も含めた視察と、あと研修のレクチャーと、その狙いが第一歩であって、それから今後どうするかを詰めていくのがよろしいのではないかとということで提案をさせていただきました。すぐに導入ということ

ではございません。

○待鳥美光委員長 説明は以上です。

それでは、整理したいと思います。

新たな評価手法の導入・議会の見える化については、提案者の意見のとおり、先進市の視察や今後の研修課題として検討していくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、10、反問権の付与についてです。

○富澤啓二副委員長 議事を委員長と交代します。

新しい風・希望、待鳥委員。

○待鳥美光委員 それでは、新しい風・希望から提案の説明をさせていただきます。

反問権の付与については、議会改革の先進的な取組の中で複数の自治体を実施をしています。本市の議会基本条例では、今お手元に配付してありますが、第6条の3項で趣旨を確認するための質問をすることができる旨を定めていますが、どこまでが趣旨の確認に該当するかが明確ではないので、この条文自体の変更が必要かどうかは取りあえず置いて、反問権の内容の範囲について議論をできればと考えています。

先進市として、飯田市議会の事例を参考に御提案をいたします。

まず、反問権といったときに含まれる範囲について、1番、質問の趣旨や内容の確認、これは聞き直し等も含めてになります。それから、2番、質問の文言や前提等について瑕疵または客観性の問題が疑われる場合にこれを確認するもの。それから、3番、質問の背景や根拠を問うもの。4番、質問者への代替案の提示を要求するもの、または質問者の考え方を問うなどの逆質問を行うもの。5番、質問者への反論。

こうしたことが考えられるわけですけれども、このうち1番の質問の趣旨や内容の確認、いわゆる聞き直しですね。この部分については実際にされているところですし、これは反問権といったときの反問権の中身としては含めないと、通常どおり行っていくということで、御提案としては2番から4番で申し上げました部分です。それで5番の質問者への反論というのは当面含めない考えで御提案をしています。

この反問権の付与の期待される効果として、まず、言論の府としての市議会で、よりの確で実のある議論が行われること。2番目として、市議会における議論の内容がより市民に理解されるために、論点や争点が明確に伝わること。3番目として、議論が活性化することによって議員個々の資質向上にもつながり、議会力の全体としての向上に寄与すること。こうしたことが期待できると考えています。

この大筋に賛同いただいた場合は、今期中に反問権を付与する方向の実施要綱等の整備を行って、来期に引き継いでいくという想定をしております。

○待鳥美光委員長 議事を副委員長と交代します。

続いて、まちづくり市民の会、金井委員から説明お願いいたします。

○**金井伸夫委員** 先ほど、待鳥委員長から現状の和光市議会の基本条例の第6条第3項で書いてあることについての説明があったんですけども、この条文を見る限り、質問の趣旨を確認するための質問をすることができるかと規定しているのですが、これは待鳥委員がおっしゃるとおり、現在も行われているわけで、確認するための質問ですから、こういう文言でうたわれているということもありますし、反問権という領域にはそもそも達していないのではないかと思います。それから反論権の付与につきましてなんですけれども、やはり反論する機会を理事者側にも与えるということで、より質疑が活性化するのではないかと考えていますので、今回の改革、議会運営委員会では反論も含めて対象に加えて改革したらどうかということで、実際、最近の委員会でも委員から常任委員会でいろいろな質問をされると、理事者側も、萎縮してしまうということがあるようなんですね。

ですから、その質問に対して、理事者側も反論できるような提言といいますか、権利を持ったほうが質疑がより活性化する可能性があるのではないかとということで、理事者側が萎縮しないようにするためにも、反論権を認めて、質疑を活性化したらどうかという考えでおります。

○**待鳥美光委員長** 説明は以上です。

各会派から改正等について御意見をいただきたいと思います。

緑風会、内山委員、いかがでしょうか。

○**内山恵子委員** 緑風会としましては、議論が活性化するという点では検討する余地はあると考えていますが、現在、1番のみになっていたというのもそれなりの理由があると思いますので、その辺も含めて、過去の経緯を検討しながらやっていくべきではないかと考えます。

○**待鳥美光委員長** 公明党、富澤委員。

○**富澤啓二委員** 今の反論権について確認したいのですが、議員が示した見解に対して反論したりすることを執行機関の側に認める場合、クロスカウンターですよ、あり得ると思います。議員の側も質疑や質問自体を相当の労力をかけて緻密に組み立てるきっかけになるでしょうから、聞いている人、傍聴者にとっては実りのある議論が期待できると思います。いわゆる執行機関の側は議会側に比べてマンパワーが圧倒的です。現に事務を担っているという点も含めて、議員と執行機関とでは情報量の差は歴然とあることは事実でありますので、たとえ執行機関に反問権、反論権を広範に認めた場合は両者が同じ土俵で議論すればどうなるか、容易に想像がつかます。言わば、盾と矛を与えるような感じですね。

反問できるのは、長のみにするとか、反問できる内容は質疑、質問の要点を確認するにとどめるといったふうに、ある程度の縛りがあったほうがよろしいと思いますので、待鳥委員の提案に対しては賛成いたします。

○**待鳥美光委員長** 日本共産党、鳥飼委員。

○**鳥飼雅司委員** 反問権に関してですが、先ほど委員からの説明があって、今、聞き直しに関しては現在もやっていると理解しているのですが、質問の趣旨は本来であれば、議員側もちゃ

んと理事者側に分かりやすい簡潔な質問をやる必要があるということをもっとしっかりと議員もやっていかなければいけない。

理事者側も行政用語などの難しい言葉は使わないようにといっても現実的には使っている実態があるので、市民が聞いて分かりやすいようなことが、今現実にできているのかといたら、お互いが多分、質問に対しても理解できていない理事者もいるし、逆に理事者から言われたことに対して、議員も理解できていないで進んでしまう場合があるので、まずそこを徹底してやっていくべきだということと、考え方とか分からない部分を聞き直すという反問権に対しては、これはやっぱり今後のために議論を活性化するためにはあったほうがいいのかな。

その考え方をこういうことではないんだよと説き伏すようなやり方というのは問題があるので、そこら辺が一長一短あるのかなというところで、早急にやっていくのはどうなのかなと今考え中というか、悩み中なんですけれども、そこら辺はもうちょっと議論したほうがいいのかなとは思いますが。

**○待鳥美光委員長** 今、資料の中に議会基本条例の下についているかと思うんですけども、反問権付与と決定し、改正する場合、必要と思われる確認事項がございます。反問権の範囲を先ほど説明したような形で広げていくとすれば、そのうちのどの部分を広げていくのかということももちろんあるんですけども、付与する対象ですね、例えば一般質問と委員会の質疑だけにするのか、そのほかのものも全部含めるのかとか、あるいは行使できるもの、これは答弁を行う人のみに限定するのかとか、あと内容の範囲は先ほど説明したような形ですけども、それから、反問してそれに答える間は質問時間から省くかどうかといった、そうした運用上の幾つかの確認をしたり、また執行部側との調整も必要になってくるということがあります。

それで、どうでしょうか。今日はこの後も予定が入っていて、これを全部今日決めていくことは大変難しいので、今の資料等を参考に、運用としてどの範囲であればいいのかとか、そういったことを今日会派に持ち帰っていただいて、次回もう少し細かく議論をするということではいかがでしょうか。

休憩します。(午後 1時32分 休憩)

再開します。(午後 1時37分 再開)

それでは、反問権の付与については資料の項目を参考にしながら各会派で話し合いをして、次回にまた御意見をいただきたいと思っております。参考として、飯田市の事例については後ほどお配りするようにいたします。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、13、議員報酬の見直しについてです。

提案会派の緑風会、内山委員から趣旨の説明をお願いいたします。

**○内山恵子委員** 議員報酬について、緑風会で検討した内容を説明いたします。

現在の和光市議会の議員報酬につきましては、直近の資料を参考にしましても県内のほかの

市議会とか、あとは和光市と同等規模の人口の自治体と比べますと、非常に低い設定になっております。

やはり、現在の市議会議員になる、議員を目指す人材が幅広いところからなっただけとあったことが必要だとは思いますが、特に子育て世代と働き盛りの世代の人たちからするとどうしても報酬が低いので、生活が成り立たないので議員は目指さないとか、いろいろ興味はありながらも、そういうやる気のある人材が、成り手がなかなかいないという現状もあります。少なくとも同等規模の人口の自治体を参考に、いきなり議員報酬を上げてくださいというのは難しいとは思いますが、そういうアクションを起こしていかなければ変わらないと思いますので、今回、緑風会としましては、この議員報酬について挙げさせていただきました。

○待鳥美光委員長 続いて、日本共産党、鳥飼委員から趣旨の御説明お願いいたします。

○鳥飼雅司委員 自分が用意した資料ではないのですが、今資料が配られたと思うんですけども、県下で和光市の議員報酬は非常に低くて、若い議員の立候補を妨げる要因があるのではないかと思います。

また、和光市は交通の利便性が高く、他市と比べて地価が大変高く、副業がなくとも議員報酬で議員生活がしっかりとできる額を見直していく必要があるのではないかと思います、提案させていただきました。

議員報酬は報酬等審議会に市長から諮問されて、決められていったと思うのですが、その内容を見ていても近隣市だったり、それを参考にしてやっていくというふうに言われて、結果が出てきているのですが、実際には和光市と同等の人口のところの報酬と比べても、年収ベースで考えると全然低いので、そこら辺は議員のほうから言っていかなければいけないのかなと思います、今回提案させていただきました。

○待鳥美光委員長 説明は以上です。

各会派から改正等についての御意見をいただきたいと思います。

まちづくり市民の会、金井委員。

○金井伸夫委員 確かに、この一覧表を拝見しますと和光市が一番低い部類に入るわけですが、今後、和光市の財政を考えた場合に、少子高齢化で社会保障費が増えていくといったこともありますし、土地区画整理事業も計画どおり進まないというような、これから収入に比べて支出が増えていくような財政状況になっていくのではないかと思います。いわゆる財政のワニの口のような、国の財政ほどひどくはないと思うのですが、地方自治体ですから国と違ってお金を自分で印刷する権限もないわけですから、そういった意味では今後の和光市の財政のことを考えると、なかなかこの環境下で議員報酬を引き上げることは和光市の現在の財政状況を考えてかなり難しいのではないかなと。もし引き上げる場合にはそういった報酬等審議会とかあるかもしれませんが、強いて言うと市民の意見をもっと聞いて決めてもいいのではないかなという考えです。

○待鳥美光委員長 公明党、富澤委員。

○富澤啓二委員 基本は、報酬等審議会で判断、決定するのが筋かもしれませんが、埼玉県の40市の中で和光市のポジションから見ると、やはり常に下のほうにあるのは事実です。今、基本的な発想は人口比で報酬金額が決まるのが基本だと思いますが、そうすると、和光市が8万3,000人ほど、東松山市とか行田市、この辺りの数字を見ると、やはり和光市は一段下がっているのであります。これは議員1人当たりの報酬年額、期末手当を含めると志木市と大体報酬は一緒ですが、グロスで見るとやっぱり志木市のほうが高いと。

ですから、標準に合わせるとすればプラス1万円、もしくはプラス1万5,000円ぐらいが妥当な数字ではないかと思しますので、引上げに関しては賛成いたします。

○富澤啓二副委員長 議事を委員長と交代します。

新しい風・希望、待鳥委員。

○待鳥美光委員 和光市の報酬については、結構長い間ずっと低いということで、毎回、議会改革の中でもテーマに出てくる長年の課題ではあります。

それで、やはり多様な人、人材に出てきていただくためにはあまりにも報酬が低いということは課題であるとは考えていますが、今のタイミングとして、やはりコロナの関係であるとか、様々な面から考えて、議員報酬を上げるという議論を持ち出すのは、なかなか、今の状況であると難しいかなというのが会派としての意見でした。

○待鳥美光委員長 議事を副委員長と交代します。

それぞれの提案会派、オブザーバーの方も含めて、御意見ございますか。

鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 資料を出してもらって、全てにおいて和光市は低い水準に合わせての報酬になっているんです。例えば、期末手当の割合もほかのところは40何十%というパーセンテージが出ていたりするところなの、和光市は一番最低ランクの33%に合わされていたり、この加算率というところは他市と同等なんだけれども、そういった意味でも和光市の職員は地域手当があつたりするけれども、議員というのは地域手当もなければ、年金もない。社会保険もない。全てないものに対して、議員というのはやっぱり市民から付託されて、このまちをよくしていこうというポジションにいる立場なのに、あまりにもそういう議員になるメリットというか、そこら辺の保障が全くない状況でやらなければいけないということが果たしていいのか。確かにコロナの問題はありますけれども、何も保障がないというところで、そこら辺も考えていったほうがいいのではないかと。その金額だけではなく、保障という部分で考えていってほしいと思うんです。

○待鳥美光委員長 小嶋智子委員外議員。

○小嶋智子委員外議員 これは前に私も提案したことがあったかと思うのですが、確かに社会的な状況とかいろいろある中ですが、本当に全てにおいて低い位置にあるということには変わりはないで、これが長年続いていることも事実でありますので、やはり報酬を見直す必要があるんだということだけはしっかり声を上げ続けることは必要だと考えています。



○待鳥美光委員長 安保副議長。

○安保友博副議長 上げる上げないの話に関しては、金井委員もおっしゃったように、やっぱり市民の意見を反映させてやるということがよろしいかと思っておりますが、全体として低いということはもう過去から言われていることなので、これはほかに合わせる検討の余地はあると思っております。

それと関連するのです、結局、議員というのはどういう仕事をしているかとか、どういう責任があるかというのが曖昧になっているというところが事実上あって、それによって全ての年代が全く期数にも関係なく一律で同じだということになっているので、それが難しいことになっている一つの要因なのかなというのもひとつ感じているところでもあります。

というのは、単純に年代の話だけで言っても、一般の会社であれば、現役世代と定年を迎えている年になっている方とではやっぱりそれをもらって生活するレベルということに関しても必要なお金の金額というのは違うと思いますし、子育て世代で言えば、今の議員報酬だけでやっていくのは相当厳しいと。そうした中で、やはり本業があつて、議員をやっていくということは当然世間からも求められていることかと思っております。そのようなことを考えたときに、その辺の部分ベースとして考えていただきたいということが一つ。

それから、もう1点あるのは特別委員会が先般ありましたけれども、やはりもともと想定されている議員の仕事の中で、特別委員会というのはそれは報酬には含まれていないはずなんですよね。特別委員会といってもいろいろなものがあつて、その濃淡は確かにあるんですけども、例えば、今回やったような百条委員会は通常の議員の負担に比べると同じか、それより重いぐらいのものだったと私は認識しております。

それに対して全く手当が出ていないというのは、自分も今、一企業を経営している身としても、それは仕事に対する報酬という意味でも伴っていないと思いますし、今後ある場合には、ぜひとも特別委員会の委員報酬、それから正副委員長報酬は別に設定していただきたいと思われました。

私からは以上です。

○待鳥美光委員長 休憩します。（午後 1時50分 休憩）

再開します。（午後 2時02分 再開）

見直しについては、報酬自体を上げるかどうか、それを諮問として市長のほうに報酬等審議会の招集を要請していくかどうかという視点も含めて、御検討いただきたいと思っております。

また、特別委員会の報酬並びに手当に関しても併せて御検討いただいて、意見を持ってきていただきたいと思っております。そのようにすることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

以上で今任期中の議会改革についての議題は上がりましたが、今回2件持ち越しとなりましたので、今後の日程についての確認をいたします。

次回、引き続き、10、反問権の付与についてと13、委員報酬の見直しについて協議を行います。

休憩します。（午後 2時04分 休憩）

再開します。（午後 2時05分 再開）

日程については、次回引き続き、今の2案件を協議いたします。

日時は。

8月30日、9時30分から併せて行います。皆様よろしくお願ひいたします。

議会改革については以上となります。

次に、今後の行事等の日程などについてです。

令和4年度議員研修会、また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、埼玉縣市議会第5区議長会議員研修会、志木市の議場見学、特別委員会（百条委員会）の調査結果報告会の開催、令和4年度行政視察について確認、協議したいと思ひますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

まず初めに、令和4年度議員研修会についてです。

研修会の講師と日程の調整がつかしましたので、報告いたします。

日程は、令和5年1月11日水曜日、時間は午後2時から4時、場所は全員協議会室を予定しています。研修テーマは「議員の質向上と処遇」、「自治体議会と住民」、「議会運営の基本」等、講師は高沖秀宣氏（自治体議会研究所代表、前三重県地方自治研究センター上席研究員）、研修に関する事前の質問、また研修報告書の提出等の詳細につきましては、おおむね11月中旬に事務局より連絡をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

また、講師との調整をしていただいている松永委員外議員から補足説明をいただきます。

松永靖恵委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 6月23日の議会運営委員会で提案させていただきましたテーマについてですが、テーマの数がかかなり多く、皆さん方から特にこれという希望がございましたので、講師と調整をさせていただきますして、テーマを「議員の質向上と議会活動の在り方」と先生から御提案いただきましたが、よろしいでしょうか。

○待鳥美光委員長 ただいま松永委員外議員からお話のありましたテーマについてはよろしいでしょうか。ほかにございますか。

〔「なし」という声あり〕

それでは議員研修会については以上となります。

次に、埼玉縣市議会第5区議長会議員研修会、志木市の議場見学、特別委員会（百条委員会）調査結果報告会の開催について議長から発言があります。

齊藤議長。

○齊藤克己議長 まず、8月9日に開催される埼玉縣市議会第5区議長会の議員研修会ですが、先日、事務局から通知をさせていただいたとおり、実施方法がオンライン方式に変更となりま

した。当日は自宅ではなく、各会派の控室のデスクトップパソコンで御覧いただくということで、そこにURLのショートカット等を用意しておりますので、そちらで研修を視聴していただくようお願いいたします。控室のほうでサポートができる態勢で見ていただきたいということです。よろしくお願いいたします。

次に、議会改革でお話をいたしました志木市の議場見学ですけれども、8月中の見学で調整を進めていたところですが、新型コロナウイルス感染症の現在の蔓延状況を踏まえて、延期をさせていただきたいと思っております。実施時期については折を見て改めて検討したいと思っておりますが、こちらでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、よろしくお願いいたします。

次に、特別委員会（百条委員会）の調査結果報告会についてであります。

現状、コロナウイルスの蔓延状況等があります関係で、情報等をお伝えした上で皆さんに御判断は願いたいと思っております。現在、和光市内の感染者数が200人を超える日もあります。最近では議長公務や市のイベントが中止になってくることも多くなっておりまして、また昨日、埼玉県がBA.5の対策強化宣言というものを4日から31日まで発出して、さらに感染に気を付けてくださいと、行動抑制等は含まれていないのですが、現下の蔓延状況を踏まえて、それぞれが対応をさらにお願いしますということが入っております。

そこで、8月20日に対面で行うとしていました調査結果報告会について皆さんの御意見を頂戴したいと思います。これの実施がなかなか厳しいのではないかと考えるところではありますが、いかがでしょうか。

○待鳥美光委員長 休憩します。（午後 2時11分 休憩）

再開します。（午後 2時20分 再開）

それでは、整理いたします。

特別委員会（百条委員会）調査結果報告会の対面開催については、感染対策を強化した上で対面開催を実施するというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長、お願いします。

○齊藤克己議長 御判断いただきまして、そのような形で動かしていただきたいと思っておりますが、コロナの感染状況で、さらに何らかの形で行動制限があることも考えられますので、それについては皆さん即時対応していただいて、また状況等変化もありますので、そこは御了解いただきたいと思っております。

○待鳥美光委員長 直前に開催ができないケースもあり得るということが、可能性としてはゼロではないということで御了解をいただきたいと思っております。

それでは、そのように決定いたしました。

なお、本日の議会運営委員会終了後、ユーチューブ用の撮影を議員応接室で行いますので、

元委員の皆様はお集まりください。

また、ユーチューブ用の撮影後、8月20日の報告会開催に向けて開催要領（案）や当日の運営方法等の詳細について元委員の皆様を中心に御協議いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

前回の協議内容を反映しました開催要領（案）と萩原委員外議員の作成されたポスターを配付させていただいております。ポスターについてはこの内容でよろしいでしょうか。

内山委員。

○内山恵子委員 ポスターですけれども、例えば行動制限がかかった場合、直前の中止ということもあり得るとなれば、その可能性があるという一言をポスターに入れる必要はないでしょうか。

○待鳥美光委員長 いかがでしょうか。入れたほうがいいですか。

小嶋智子委員外議員。

○小嶋智子委員外議員 ぜひ変更があるかもしれないということは入れていただけたらと思ったので、お願いします。

○待鳥美光委員長 では、ポスターについては一応作成者である萩原議員と事務局、それから安保元委員長に一任でよろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

では、ポスターについてはそのようにしたいと思います。

特別委員会（百条委員会）調査結果報告会については以上となります。

次に、令和4年度行政視察についてです。

齊藤議長。

○齊藤克己議長 行政視察の実施の可否について、前回の議会運営委員会で8月中に判断するとお伝えしたところですが、事務局によりますと、相手方との調整や各種準備に支障が出ないようにするためには今月、8月中旬には決定したいということがあります。新型コロナウイルスの感染症の拡大状況ですとか、相手方の対応等も含めて最終的な判断が求められるということで、ついては議員の皆さん全員埼玉県議会第5区議長会議員研修会で9日の日にお集まりになりますので、研修会の終了後、各常任委員会ごとに集まっていただいて、委員会として視察に行くのか行かないのかということを決定的に決まらなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

○待鳥美光委員長 それでは、ただいま議長からお話がありましたとおり、9日の議員研修会后、常任委員会ごとに行政視察の実施について御判断をお願いいたします。

場所は、総務環境常任委員会は第2委員会室で、文教厚生常任委員会は全員協議会室でお願いたします。

今後の行事等については以上となります。

次に、今後の定例会の傍聴に関してです。傍聴については5月の臨時会前に傍聴自粛を解除しておりますが、9月定例会については新型コロナウイルス感染症第7波の状況等から、傍聴

者数の制限あるいは傍聴自粛の呼びかけ等が必要になるとも思われます。8月24日に会派代表者会議を予定しており、その際、9月定例会の傍聴について御意見を伺いたいと思いますので、各会派で御検討をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようによろしく願いをいたします。

次に、今後の議会運営委員会の日程を確認します。8月30日、午前9時30分から、特定事件1、次の議会の会期日程についてとして、令和4年和光市議会9月定例会の会期日程等について、特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、議会報告会について、それから特定事件8、議長の諮問に関することについてとして、議会改革について、ほかです。

最後に、議長から報告があります。

齊藤議長。

○齊藤克己議長 それでは、私のほうから職員のSNSの案件について御報告させていただきたいと思います。

7月25日に、市長が私のほうに面会したいと連絡がありまして、お目にかかりました。その内容については執行部の未答弁部分について答弁をしたいということと考えについてお話をさせていただきたいということでした。以下、市長のお話をお伝えしたいと思います。

まず、職員の書き込み内容について、7月8日の議会運営委員会の総務部長の答弁の中での未答弁部分について、市の見解は、議案は市長が提出するものだが、それについての書き込み内容についてどう思っているのかということ、その点については投稿自体の内容については仕事に関する職員個人の思い入れがあり、市長も内容自体がおかしいという気持ちはなかったということでした。

そしてまた、議案は職員がベースをつくるが、議案自体は市長が提出するものであると認識しているということでした。

また、別の論点として、この間市長はどのように対応を行ってきたのか、また今回の件を受けて、どのような対応を指示しているのかという点について答弁がございました。

まず、1点目として、現在のガイドラインでは今回の件のようなことは想定していないと。これは部長答弁でもありましたけれども、ガイドラインでは十分留意していたかということ、その点については十分留意していたかどうかは疑わしいというような弁護士の見解であったけれども、市長としては今回の件は白か黒かでいったら、白でも黒でもないというような考え方をしているということでした。

そしてまた、今後ですけれども、個人の書き込みであっても行政に関することは十分注意するようガイドラインの見直しをできればと考えていると。この見直しについては既に指示もしているということでした。

そしてまた、後段の部分、松永議員等について前回の8日の日に質問があった件ですけれども、この件について市長がどう思っているかという点については、内容は個人の話であり、全

く承知していないというようなお話でございました。

私のほうからは以上でございます。

○待鳥美光委員長 以上で議長の報告を終わります。

安保副議長。

○安保友博副議長 ちょっと1点確認ですけれども、25日の日に市長が議長のところに来られてお話しされたということですのでけれども、私はそれに呼ばれていないというのが1点と、あと議会運営委員会で質問されたことを持ち帰ると答弁されていたものを議長に直接非公式で話したのもをもって答弁に代えるという趣旨なのでしょうか。そういうことがあり得るのか、制度的な話として確認したいんですけれども。

○待鳥美光委員長 齊藤議長。

○齊藤克己議長 会ったということに関しては、私が市役所に来ておりましたので、そこでお話をしたいということで、その内容については事前にお聞きしたわけではございません。そこで市長のほうから、そのような内容で部長から未答弁の部分について私からお話ししますということで、こういう内容でございますということで答弁をいただいたものでございます。

それについて非公式か公式かという部分でございますけれども、議会運営委員会の中で未答弁部分ということで会ったわけで、それについて市長から何点かの論点について見解が示されたということでございますが、私はそのときに、その内容についてやはり市長は直接、後段の部分はそれぞれ当事者の方がいらっしゃるわけで、そういった点についてはお話をすべきだということはお話をさせていただいたところでございます。

○待鳥美光委員長 休憩します。(午後 2時33分 休憩)

再開します。(午後 2時34分 再開)

齊藤議長。

○齊藤克己議長 答弁が漏れていましたけれども、別の機会にお話をするというような趣旨の話は私としては、そういうようにそれぞれ当事者がいらっしゃいますので、お話をしてくださいということでお話をしたところでございますが、別の機会に云々ということはその時点では考えていないといえますか、頭になかったことでございます。ただそのお話を受けたということでございますので、それ以上何とも説明できないかと思っております。

○待鳥美光委員長 安保副議長。

○安保友博副議長 ありがとうございます。今、私が確認したことの趣旨は質問をして、それが会議録に残って、持ち帰りますといった話になっていて、その答弁とされるものが非公式の場で議長だけに話されたことで、その報告をもって答弁に代えるということになると市長に対して再質問ができないし、市長がそう言ったかどうかという話も、それで伝聞になるわけですね。それが本当にそういう趣旨で言ったのかということの確認も取れないので、今の話を議長からの報告をもって未答弁部分に関する答弁に代えると、我々としてそれをそうみなすのかということの確認を委員長にはお願いしたいと思って質問しました。

○待鳥美光委員長 議会運営委員会としては、そこでの答弁漏れというか、答弁を持ち帰られた件について市長から議長にその部分について説明がされたということで、議会運営委員会として扱える件に関してはこれで終了という認識です。

鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 いや、それはおかしいと思うんですよね。議会運営委員会というのはあくまでも議会の運営委員会であって、そこで質問をされたものを取りあえず議長に説明して、議長から今説明があったから、この話は全て終わりとは普通ならないと思うんです。議長が説明してくれましたが、改めて市長がちゃんと説明に来るだとか、それをしないと空白の部分だけ残って、ある意味、言論を封じるというか、言われっ放しというか、これで納得してくださいという話になってしまうので。

○待鳥美光委員長 休憩します。（午後 2時37分 休憩）

再開します。（午後 2時46分 再開）

齊藤議長。

○齊藤克己議長 先ほどお話しさせていただいたとおり、8日の部長答弁で議会運営委員会で積み残しになっていた部分で、今回、市長から私にそういう趣旨を答弁いただきましたけれども、改めて、この議会運営委員会の場で積み残しの部分に関しては対応していくことについてお話を承りましたので、対応については協議させていただきたいと思います。

○待鳥美光委員長 それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

以上で本日の案件は全て終了しました。

本日の記録及び公開資料等については委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会します。

午後 2時47分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 待 鳥 美 光